

ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業実施業務  
民間競争入札実施要項  
(案)

## [目 次]

1. 事業の趣旨
2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
3. 実施期間に関する事項
4. 入札参加資格に関する事項
5. 入札に参加する者の募集に関する事項
6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
8. 民間事業者が資源エネルギー庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項
9. 事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任
10. 委託業務に係る評価に関する事項
11. その他事業の実施に際し必要な事項

## 1. 事業の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。上記を踏まえ、資源エネルギー庁は、公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

## 2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 事業目的

ASEAN+3(日中韓)地域においては、世界経済危機に伴い一時的な調整はあるものの、着実な経済発展につれ石油需要は増大し、中長期的には石油輸入量の大幅な増加が予想される。このため、安定的な経済成長と気候変動問題への対応を両立させるため、エネルギー源の多様化と省エネルギーを組み合わせた、エネルギーセキュリティの確立・向上は共通の重要課題となっている。

エネルギーセキュリティの確保に当たっては、各国それぞれが必要な対策を講じるのみならず、地域全体で協力していくことも重要である。こうした状況の下、ASEAN+3では、平成15年7月に実務者レベルで具体的な協力の在り方を議論するためにASEAN+3政策理事会(E P G G)を設置し、域内共通のエネルギー関連課題として5つの分野(①天然ガス、②石油市場、③石油備蓄、④省エネルギー・再生可能エネルギー、⑤エネルギーセキュリティ)について情報交換・協力を推進していくことで合意した。その後、平成22年7月には、5つの分野を3つの分野(①エネルギーセキュリティ、②石油市場・天然ガス、③省エネルギー・再生可能エネルギー)に統合することで合意した。

本事業は、ASEAN+3におけるエネルギー連携強化に関する議論や情報共有を促進すべく、政府関係者のみならず、エネルギー関連企業の関係者や各種研究機関などの民間有識者が参加する分野別ワークショップ等(ASEAN+3政策理事会、石油備蓄ロードマップWS、エネルギー・セキュリティ・フォーラム、石油市場・天然ガスフォーラム/ビジネス対話、新・

再生可能・省エネルギーフォーラム) の開催をサポートする。加えて ASEAN+3 エネルギー連携強化の更なる進展を目指し、これらのワークショップ等の成果に加え、ASEAN+3 地域に限られない海外専門家・研究機関などの知見も取り入れつつ、我が国エネルギー政策の立案・遂行に資するよう情報収集、情報提供及び研究調査を行うことを目的とする。

## (2) 事業内容

### ① ASEAN+3 分野別ワークショップ等開催のサポート業務

会合における議題設定のサポート、会議開催・運営のための各国との事前調整・協議、会場選定や出席者取りまとめなどの事前準備作業や会議当日の各種事務作業の実施。(各会合の過去の出席者については別紙2参照)

(注) 分野別ワークショップは、ASEAN+3 のエネルギー政策担当者・民間有識者等の参加により、各国の政策動向について情報交換し、今後のエネルギー協力活動が目指すべき方向性や取り組むべき課題等について議論を行う。取り上げる対象分野は、①エネルギーセキュリティ、②天然ガス・石油市場、③省エネルギー・再生可能エネルギー、④石油備蓄ロードマップの4分野とする。それぞれのワークショップの開催時期及び開催地については、委託先とも協議しつつ原則政府側で決定する。

### ② 上記会合におけるプレゼンテーション

ASEAN+3 政策理事会、分野別ワークショップ及び石油備蓄ロードマップに係るWGにおいて、日本及び ASEAN+3 域内におけるエネルギー動向等に関して、上記(2)事業内容①の④石油備蓄ロードマップを除く各会合で2回程度、プレゼンテーションを実施。

### ③ ASEAN+3 におけるエネルギー政策上の課題の分析

ASEAN+3 地域のエネルギー需給の現状及び見通し(20~25年先)を、一次エネルギー及び主なエネルギー別(石油、天然ガス等)について分析し、5ページ程度にまとめる。そして、上記会合の結果概要を3ページ程度にまとめる。そのうえで、エネルギー安全保障の確保、環境との調和、エネルギー価格の安定化等に鑑みて地域内のエネルギー政策上で克服すべき課題の分析を行い、その分析結果を3ページ程度にまとめて報告する。

なお、これらの課題分析を行う上で、必要に応じて国際エネルギー機関(IEA)をはじめとする海外調査機関や専門家の知見を活用する。

## (3) 事業実施方法

- ① 上記(2)事業内容①においては、<sup>エース</sup>ACE (ASEAN Centre for Energy : ASEAN 内のエネルギー関連の事務局)、関係各国と各種調整を実施し、会議開催に係る以下の事務作業を実施すること(各会議の現地での対応者は2名必要。ただし、当該対応者は現地に常駐(現地事務所を設ける等)する必要はなく、出張による対応で可)。
- ※ACEとの連携について、民間事業者が希望する場合には、資源エネルギー庁から協力・連携依頼を行う。

<各会合開催時期>

会合		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	エネルギーセキュリティフォーラム	■	■	■									
2	石油備蓄ロードマップWS	■	■	■									
3	SOME+3-EPGG		■	■	■								
4	ASEAN+3 エネルギー大臣会合					■	■	■					
5	新再生可能・省エネルギーフォーラム									■	■	■	
6	石油市場・天然ガスフォーラム										■	■	■
7	石油市場・天然ガス・ビジネス対話										■	■	■

※「4. ASEAN+3 エネルギー大臣会合」は本委託調査に含まない(参考掲載)

※年度毎の会合開催を平準化できるよう、資源エネルギー庁からASEAN側に求めていくが、開催時期はACEと協議の上決定するため、ACEや関係各国の事情により契約期間中に前倒しや後ろ倒しとなることがあり得る。ただしその場合であっても実施期間における予定回数に大きな変動はない。

- 関係先並びに関係国と協議し、関係会合のスケジュール作成、開催地・会場の選定を行う。原則として、会合は、開催の1カ月前までに日時と開催地を決定する。  
なお、会議の開催に当たっては、出席者の負担を考慮し、複数の会議を連続して開催するよう調整するものとする。
- 会合開催国政府関係機関又はACEが各国へ関係会合の招へい状を発送し出席者を取りまとめる際に、出席者が未登録の国に対して出席者の照会を行う等の補助を行う。

- 会合開催国政府関係機関及び ACE と、開催詳細（契約条件交渉、会場設営など）についての打ち合わせを行う。
  - 会合の前日までに、出席者の確認、参加者リストの作成、出席者の会場への到着確認、出席者へのウェルカムレターの配布を行う。（但し、会合の当日に到着する出席者に対してはこの限りではない）
  - 会合の概ね 1 ヶ月前に会合開催国政府関係機関又は ACE が行う、会合の議題設定及び確認に際し、記載に誤りがある場合等は修正を提案する。
  - 会合の当日までに、プレゼンテーション資料の取りまとめ及び参加者への配布を、会合開催国政府関係機関又は ACE とともに行う。  
※議題の設定は、関係各国（ASEAN 10 カ国、日本、中国、韓国）及び事務局（ASEAN Centre for Energy）で行う。
  - 会合開催国政府関係機関又は ACE が行う、会合会場を含む現地事務局のセットアップ（事務機器の搬入及び設置等）に際し、当該機関等のみでは対応できない場合、補助する。必要に応じて事務機器（プリンター、コピー機、FAX、Wi-Fi 等）の手配を行う。
  - 会合関連費用（会場費、招へい費等）の支払いを行う。会場費については、会合開催国政府関係機関又は ACE から要請があった場合とし、ACE 等主催者側の都合でやむを得ずキャンセル等料が発生した場合は、資源エネルギー庁と相談の上、本業務の経費として支払うことができる。招へい費については、資源エネルギー庁に相談の上、スピーカーとして招待する者のフライト・クラスは「ビジネス」、また、CLMV 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）から旅費補助の依頼があった場合は各会合につき 1 カ国 1 名まで「エコノミー」とする。それぞれの宿泊クラスは、原則、シングル・スタンダードとする。その他の国から旅費負担の依頼があった場合は、資源エネルギー庁に相談をして決定すること。
- ② 上記(2)事業内容②においては、資源エネルギー庁、ACE、関係各国と調整を実施し、関連会合においてプレゼンテーションを実施すること（各会議の現地での対応者は 1 名必要）。
- なお、プレゼンテーションに係る業務については、外部に再委託しても差し支えない。
- 関係各国からの情報、既存蓄積情報を基に、プレゼンテーション資料を作成する。
  - 関連会合において各テーマにつき 15 分程度でプレゼンテーションを実施する。

- プレゼンテーションは、下記テーマについて実施することを見込むが、世界や ASEAN+3 地域におけるエネルギー情勢の変化や、ASEAN 諸国の関心を踏まえ、各会合の1ヶ月前を目途に資源エネルギー庁と民間事業者が相談の上、テーマ等を決定する。
  - ◇ ASEAN+3 地域のエネルギー需給動向 (①エネルギーセキュリティ)
  - ◇ ASEAN+3 地域のエネルギー見通し (①エネルギーセキュリティ)
  - ◇ 日本の原子力発電を巡る現況 (①エネルギーセキュリティ)
  - ◇ 世界の石油市場の現況 (②天然ガス・石油市場)
  - ◇ 世界及び ASEAN+3 地域の天然ガス市場の現況 (②天然ガス・石油市場)
  - ◇ 日本の再生可能エネルギー協力の進捗 (③省エネルギー・再生可能エネルギー)
  - ◇ スマートグリッド・スマートコミュニティの現況 (③省エネルギー・再生可能エネルギー)

※プレゼンテーションに当たっては、エネルギー専門家により実施することが望ましい。

※エネルギー専門家：エネルギー分野（石油、天然ガス、石炭、原子力、省エネルギー、再生可能エネルギー等）の研究に従事している者を指す。

- ③ 上記(2)事業内容③においては、ASEAN+3 エネルギー連携強化の在り方やアジアのエネルギー事情及び課題等に関する分析を実施すること。なお、地域内外にかかわらず広く海外エネルギー専門調査機関や海外専門家と連携しつつ調査研究を実施することが望ましい。調査内容については、資源エネルギー庁と調整して、分析すべき課題等を毎年度決定すること。成果物の提出期限は、以下④とする。

なお、調査研究に係る業務については、外部に再委託しても差し支えない。

- 文献調査
- 専門家・有識者等へのヒアリング調査（上記の各種会合の場を有効活用）
- 海外専門機関の知見（BP 統計、IEA 統計等）を課題分析に活用
- ④ 成果物は以下のとおり納入すること。なお、納入の際は資源エネルギー庁職員による検収を実施する。

- (i) 調査報告書の電子媒体（CD-R 等） 1 枚

- 調査報告書、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書は、PDF形式以外にも、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。なお、様式1及び様式2はExcel形式とする。
- （ii）調査報告書電子媒体（CD-R等）2枚（公表用）
- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したものを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、資源エネルギー庁と協議の上、非公開とするべき部分については、マスキングを実施するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

※ 調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

（iii）提出場所

資源エネルギー庁長官官房国際課

（iv）提出期限

（平成29年度）平成30年3月30日

（平成30年度）平成31年3月29日

（平成31年度）平成32年3月31日

⑤ 著作権等の扱い

- 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、資源エネルギー庁が保有するものとする。
- 成果物に含まれる委託事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、委託事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係

る一切の手続きを行うものとする。

- 委託事業者が第三者に本業務を委託する場合、上記については、書面により当該第三者に同意させること。

#### ⑥ 業務の引継ぎ

資源エネルギー庁は民間事業者が本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、必要に応じて、民間事業者に十分な引継ぎを行うものとする。また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、資源エネルギー庁は次期事業者への引継ぎを行うものとするが、必要に応じて、資源エネルギー庁が業務完了前に民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

#### (4) 業務の実施に当たり確保されるべき質

本事業は、ASEAN+3 におけるエネルギー連携強化に関する議論や情報共有を促進すべく、分野別ワークショップ等を通じ、ASEAN+3 地域や ASEAN+3 地域に限られない海外専門家・研究機関などの知見も取り入れつつ、我が国エネルギー政策の立案・遂行に資することを目的としている。以下の目標を達成することにより、実施した業務の質を確保する。ただし、民間事業者の責に帰すべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りでない。

- ① 民間事業者は、ASEAN+3 関連会合開催業務において策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
- ② 出席者アンケート調査によりサポート業務の満足度 80%以上（別紙 3 の設問①～③における 1～3 の評価を占める割合とする。）の結果を得ること。
- ③ 出席者アンケート調査によりプレゼンテーションの満足度 80%以上（別紙 3 の設問④における 1～3 の評価を占める割合とする。）の結果を得ること。
- ④ 会合を中断等なく開催すること。
- ⑤ ASEAN+3 地域のエネルギー需給の現状及び見通し並びに会合の結果に沿って課題を分析すること。

#### (5) 契約の形態及び支払い

##### ① 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

##### ② 経費の支払い

民間事業者が上記(2)事業内容に掲げる業務を完了したときは、年度ごとに資源エネルギー庁は当該業務の完了を確認するための検査及び

当該業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。

上記規定にかかわらず、概算払財務大臣協議が整ったときは、民間事業者は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として所定の様式により作成した概算払請求書を提出することができる。この場合において、資源エネルギー庁は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

### 3. 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、委託契約日は、平成29年度予算が成立することを前提とする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する第10条（第11号を除く。）に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 資源エネルギー庁所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成28・29・30年度資源エネルギー庁競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (5) 資源エネルギー庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

### 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

#### (1) 入札に係るスケジュール（予定）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 入札公告      | : 平成28年12月下旬 |
| ② 入札説明会     | : 平成29年1月中旬  |
| ③ 質問受付期限    | : 平成29年1月下旬  |
| ④ 入札書類提出期限  | : 平成29年2月中旬  |
| ⑤ 企画提案書の審査等 | : 平成29年2月中旬  |
| ⑥ 開札        | : 平成29年2月下旬  |

⑦ 契約締結 : 平成 29 年 4 月 1 日

(2) 入札の手続き

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を、別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、資源エネルギー庁が指定する場所まで提出すること。

- 全省庁統一資格審査結果通知書（写し）
- 入札金額（契約期間内の委託事業に対する報酬の 108 分の 100 に相当する金額を記載した書類）
- 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）
- 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 企画提案書の内容

資源エネルギー庁は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、資源エネルギー庁へ提出する。

[表 1 : 資源エネルギー庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①実施要項	(ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業) の仕様を記述 (事業の目的・内容等)。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	資源エネルギー庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 応札者が資源エネルギー庁に提示する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したものの	実施要項に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したものの。

②提案書	<p>実施要項に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。作成に当たっては、別紙4を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者が提案する、事業の内容、実施体制等</li> <li>・ 実施計画</li> <li>・ 業務従事者の資格、確保</li> <li>・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等</li> </ul>
------	---

## 6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

### (1) 落札方式及び得点配分

#### ① 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- (i) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (ii) 「評価項目一覧」（別紙1）に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

#### ② 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点＝基礎点 + 加点

価格点＝価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2 : 1 とする。

※技術点及び価格点は小数点以下切捨てとする。

#### ③ 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を 200 点、価格点の配分を 100 点とする。

技術点	200点
価格点	100点

### (2) 評価の手続き

#### ① 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- (i) 「評価項目一覧」（別紙1）の「提案要求事項(項番1～3)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されて

いる。

(ii) 「評価項目一覧」(別紙1)の「添付資料(項番4)」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。一次評価で合格した提案書について、② 二次評価を行う。

## ② 二次評価

「① 一次評価」にて合格した提案書に対し、「(3) 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、「評価項目一覧」(別紙1)に記載される、「提案要求事項(項番1~3)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

## ③ 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

(i) 「② 二次評価」により与えられる技術点

(ii) 入札価格から、「(1) ② 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

## (3) 評価項目の加点方法

### ① 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」(別紙1)の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

### ② 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛型」にて「基礎点評価の観点」として示している。

### ③ 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛型」にて「加点評価の観点」として示している。

#### (4) 落札者の決定

- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認める場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の評価の値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

#### (5) 落札者が決定しなかった場合の措置

資源エネルギー庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するものとする。

### 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「別紙2：従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり

### 8. 民間事業者が資源エネルギー庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

#### (1) 民間事業者が報告すべき事項

##### ① 報告等

##### ➤ 開催業務報告

民間事業者は、下記項目について現況及び今後の見通しを随時報告すること。

- ・ 委託事業の進捗状況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 全体計画、スケジュールの現況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 再委託先がある場合は、その進捗等を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 議題の設定、招待状の発送等の状況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 実施会場との調整状況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 各会合の出席者数、事業実施内容・対応、会合出席者からのアンケート（別紙3）を集計・整理し、会合終了後速やかに資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 会合開催中における不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 委託事業に関して、資源エネルギー庁に寄せられたクレームや問い合わせについて、資源エネルギー庁から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ・ 委託事業に関して、民間事業者に寄せられたクレームや問い合わせについて、民間事業者はその内容及び対処方法を資源エネルギー庁に報告しなければならない。

## ② 調査

- 資源エネルギー庁は、委託事業の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、委託事業者の実施状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 立入検査をする資源エネルギー庁の職員は検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することとする。

## (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に対して資源エネルギー庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職

員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

### (3) 情報セキュリティ

- ① 民間事業者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、資源エネルギー庁に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、資源エネルギー庁の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、資源エネルギー庁と民間事業者が協議し不十分であると認めた場合、民間事業者は、資源エネルギー庁と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- ② 民間事業者は、本作業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏洩対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- ③ 民間事業者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に資源エネルギー庁の許可を得ること。なお、この場合であっても、資源エネルギー庁の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを資源エネルギー庁が確認できる方法で証明すること。
- ④ 民間事業者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、資源エネルギー庁の許可なく経済産業省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを資源エネルギー庁が確認できる方法で証明すること。
- ⑤ 民間事業者は、本作業を終了又は契約解除する場合には、資源エネルギー庁から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに資源エネルギー庁に返却すること。その際、資源エネルギー庁の確認を必ず受けること。
- ⑥ 民間事業者は、契約期間中及び契約終了後においても、本作業に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- ⑦ 民間事業者は、本作業の遂行において、経済産業省の情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに資源エネルギー庁に

報告を行い、原因究明及びその対処方法等について資源エネルギー庁と協議し実施すること。

- ⑧ 民間事業者は、資源エネルギー庁情報セキュリティポリシー（資源エネルギー庁情報セキュリティ管理規程（平成28年3月31日改正）、資源エネルギー庁情報セキュリティ対策基準（平成27年3月26日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を遵守すること。なお、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。また、規程等については、適合証明書提出前に資源エネルギー庁より提示を受け閲覧すること。

(※再委託を行う場合)

- ⑨ 民間事業者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。

#### (4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ① 委託事業の開始及び中止

###### ➤ 委託事業の開始

- ・ 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

###### ➤ 委託事業の中止

- ・ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ資源エネルギー庁と協議し承認を得なければならない。

##### ② 公正な取り扱い

民間事業者及び本業務の実施において来場者等を合理的な理由なく区別してはならない。

##### ③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は資源エネルギー庁が認める場合を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

##### ④ 宣伝行為の禁止

###### ➤ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、資源エネルギー庁や会合の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該

自ら行う業務が会合の業務の一部であるかのように誤認される恐れのある行為をしてはならない。

➤ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、本業務について作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

- 印刷物の作成上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は資源エネルギー庁に帰属する。
- 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときはあらかじめ資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託

➤ 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括として再委託してはならない。

➤ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画提案書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

➤ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には再委託に関する事項を明らかにした上で資源エネルギー庁の承

認を受けなければならない。

➤ 再委託先からの報告

民間事業者は再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

➤ 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

➤ 再委託先の義務

再委託先は前記の個人情報の保護並びに秘密保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、資源エネルギー庁と契約によらない自らの事業の禁止、及び権利義務の帰属については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪ 契約内容の変更

民間事業者及び資源エネルギー庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の事由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法 21 条に従った手続きを行うこと。

⑫ 契約の解除

資源エネルギー庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

➤ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

➤ 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

➤ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬ 契約解除時の取り扱い

上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は契約金額の 100 分の 10 に該当する金額を違約金として資源エネルギー庁が指定する期日までに納付する。ただし、資源エネルギー庁は解除原因に起因する損害額が該当金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し又は、免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

➤ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、

資源エネルギー庁に被害を与えた場合は、資源エネルギー庁に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には資源エネルギー庁が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において資源エネルギー庁が国民等に支払いを要する金額及び資源エネルギー庁が不服申し立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続きに関する費用を含むものとする。

➤ 延滞金

資源エネルギー庁は民間事業者が上記規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

➤ 委託事業の完了

上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は資源エネルギー庁との協議に基づき、委託事業の処理が完了するまでの間、責任を持って該当処理を行わなければならない。

⑭ 不可抗力免責、危機負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず民間事業者の責に帰することができない事由により委託業者の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わないものとする。

⑮ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と資源エネルギー庁が協議する。

**9. 事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任**

本契約を履行するに当たり、民間事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるものとする。

**(1) 民間事業者に対する求償**

資源エネルギー庁が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等にもとづき該当第三者に対する賠償を行った時は、資源エネルギー庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、資源エネルギー庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

## (2) 資源エネルギー庁に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は資源エネルギー庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

## 10. 委託業務に係る評価(法第 7 条 8 項に規定する評価)に関する事項

### (1) 調査の実施時期

資源エネルギー庁は、総務大臣が行う評価の時期(平成 31 年 5 月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 31 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

資源エネルギー庁は 8. の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と民間事業者の実績を比較考量すること等により、質の維持向上を達成されたかを評価する。

### (3) 調査項目

- ① 会合出席者数
- ② アンケート結果(出席者)
- ③ 業務の進捗について  
企画提案書の内容を踏まえた実施計画(実施方法、実施スケジュール、プレゼンテーション等)に沿った業務を、確実に実施していたか。
- ④ 当日の会場運営の状況

### (4) 意見聴取等

資源エネルギー庁は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### (5) 実施状況等の提出

資源エネルギー庁が総務大臣及び監理委員会に実施状況を提出する時期は平成 31 年 4 月目処とする。

## 11. その他事業の実施に際し必要な事項

### (1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

- ① 資源エネルギー庁は、民間事業者が実施した業務について 8.(1)①の報告等を踏まえ、実施状況の評価を行った後、監理委員会へ報告とともに、公表する。
- ② 立入検査、指示等の報告

資源エネルギー庁は、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知する。

**(2) 資源エネルギー庁の監督体制**

契約に関する監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示そのほかの適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、8.により行うこととする。

**(3) 主な民間事業者の責務**

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 第55条の規定により、報告をせず、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。



## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1. 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績
	人件費	20,539	14,417	18,638
	事業費	5,071	3,352	6,963
	外注費	1,699	1,505	1,499
	一般管理費	5,175	3,554	5,120
	消費税及び地方 消費税相当額	1,624	1,826	2,578
計(a)	34,108	24,654	34,798	
参考値	減価償却費	-	-	-
(b)	退職金給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
計(a)+(b)	34,108	24,654	34,798	

※ 各年度の会合開催回数

平成 25 年度：6回

平成 26 年度：4回

平成 27 年度：7回

## 2. 従来の実施に要した要員

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人員数	26	21	24

## 3. 従来の実施に要した施設及び設備

(必要となる機材等)

フォーラム運営を行うため、以下の機材等が必要となる。列挙した機材は例示であるため、資源エネルギー庁の指示の下、必要となる機材を準備すること。準備状況は随時、資源エネルギー庁に報告すること。

- ・プロジェクター、スクリーン
- ・マイク
- ・モニター
- ・PC

・Wi-Fi 等

(注意事項)

入札対象業務の一切につき、国が用意する建物、設備、物品等はない。

#### 4. 従来の実施における目的の達成水準

平成26年度及び27年度において、会合を中断等なく開催し、各会合でのサポート業務を確実に行うとともに、アンケート調査において、実施計画書で定めた内容について満足度80%以上を達成した。一方で、11回の会合のうち7回で、会合出席国が10カ国を下回った。

#### 5. 従来の実施方法等

過去(23年度以降)の報告書は以下の URL から閲覧することが可能である。

なお、実施要項2.(2)②上記会合におけるプレゼンテーション及び③ASEAN+3におけるエネルギー政策上の課題の分析に係る従来の実施方法等は同報告書で閲覧が可能である。(実施要項2.(2)①ASEAN+3分野別ワークショップ等開催のサポート業務に係る事業実施方法は、実施要項2.(3)①を参照のこと。)

また、上記プレゼンテーション及びエネルギー政策上の課題の分析を行う上で、民間事業者が必要となる情報については、資源エネルギー庁からも必要な情報を提供するとともに、関係国や関係機関等からの情報収集につき、民間事業者が希望する場合には、資源エネルギー庁から協力・連携依頼を行う。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

(Web サイト内の報告書の名称)

- ・平成23年度東アジアにおけるエネルギーセキュリティ推進に係る事業
- ・平成24年度 ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業
- ・平成25年度 ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業
- ・平成26年度国際石油需給体制等調査 (ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業) (国庫債務負担行為に係るもの)
- ・平成26年度国際石油需給体制等調査 (ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業) (国庫債務負担行為に係るもの) (平成27年度分)

#### <ASEAN+3 フォーラム: 開催実績一覧>

会合名	開催回数	開催地	年月日	議長国	共同議長国
エネルギーセキュリティ フォーラム	第1回	セブ	2004/02/11	フィリピン	日本
	第2回	マニラ	2005/01/20	フィリピン	日本
	第3回	シンガポール	2006/02/17	フィリピン	日本、ミャンマー

第 8 回より石油備蓄、石炭、民生原子力エネルギーが追加される。	第 4 回	バンコク	2007/01/26	日本	ミャンマー、フィリピン	
	第 5 回	クアラルンプール	2008/01/29	フィリピン	日本	
	第 6 回	マニラ	2008/11/29	フィリピン	日本	
	第 7 回	ハノイ	2010/01/28	ベトナム	日本	
	第 8 回	バンドル・スリ・ブガワン	2011/03/12	日本	ブルネイ、フィリピン	
	第 9 回	東京	2012/02/13	日本	ミャンマー、フィリピン	
	第 10 回	仁川	2013/03/12	ミャンマー	インドネシア	
	第 11 回	シェムリアップ	2014/02/26	カンボジア	日本	
	第 12 回	ジャカルタ	2015/05/19	フィリピン	日本	
	石油備蓄ロードマップ策定ワークショップ	第 1 回	仁川	2013/03/11	韓国	マレーシア
		第 2 回	シェムリアップ	2014/02/25	カンボジア	-
		第 3 回	ジャカルタ	2015/05/18	インドネシア	日本
エネルギー政策理事会 (SOME+3 EPGG)	第 1 回	バンコク	2003/08/01	マレーシア	日本	
	第 2 回	クアラルンプール	2003/12/18	マレーシア	日本	
	第 3 回	バンコク	2004/04/20	マレーシア	日本	
	第 4 回	マニラ	2005/01/20	フィリピン	日本、中国、韓国	
	第 5 回	シンガポール	2006/02/17	フィリピン	日本、中国、韓国	
	第 6 回	バンコク	2007/01/26	シンガポール	日本、中国、韓国	
	第 7 回	クアラルンプール	2008/01/29	マレーシア	日本、中国、韓国	
	第 8 回	クアラルンプール	2009/03/25	マレーシア	日本、韓国	
	第 9 回	東京	2010/03/16	日本	中国、韓国	
	第 10 回	メダン	2011/04/06	インドネシア	日本、中国、韓国	
	第 11 回	プノンペン	2012/07/04	カンボジア	日本、韓国	
	第 12 回	バリ	2013/06/26	インドネシア	日本、韓国	
	第 13 回	ビエンチャン	2014/06/11	ラオス	日本、中国、韓国	
	第 14 回	コタキナバル	2015/05/29	マレーシア	日本、韓国	
新・再生可能エネルギー・省エネルギーフォーラム  第 2 回より省エネルギーが追加される。	第 1 回	ソウル	2004/10/28	韓国	マレーシア	
	第 2 回	クアラルンプール	2006/01/16	マレーシア	-	
	第 3 回	ヤンゴン	2007/03/15	ミャンマー	マレーシア、韓国	
	第 4 回	ソウル	2008/03/20	韓国	ミャンマー	
	第 5 回	クアラルンプール	2009/03/23	マレーシア	韓国	
	第 6 回	東京	2010/03/15	日本	マレーシア	
	第 7 回	メダン	2011/04/05	インドネシア	カンボジア、韓国	

	第 8 回	プノンペン	2012/07/03	カンボジア	韓国
	第 9 回	ソウル	2013/06/12	韓国	マレーシア、ミャンマー
	第 10 回	ビエンチャン	2014/05/25	ラオス	マレーシア、ミャンマー
	第 11 回	クアラルンプール	2015/04/23	マレーシア	韓国、ミャンマー
	第 12 回	大阪	2016/01/29	日本	韓国、ミャンマー
石油市場・天然ガスフォーラム	第 1 回	バリ	2011/10/24	インドネシア	日本
	第 2 回	仁川	2013/03/13	韓国	マレーシア、フィリピン
	第 3 回	マニラ	2014/03/26~27	フィリピン	中国
	第 4 回	バンコク	2015/02/05	タイ	日本
	第 5 回	ホーチミン	2016/03/29	ベトナム	日本
石油市場・天然ガス・ビジネス対話	第 1 回	バリ	2011/10/25	ASEAN 石油評議会	-
	第 2 回	仁川	2013/03/14	ASEAN 石油評議会	-
	第 3 回	マニラ	2014/03/27	ASEAN 石油評議会	-
	第 4 回	バンコク	2015/02/06	ASEAN 石油評議会	-
	第 5 回	ホーチミン	2016/03/30	ASEAN 石油評議会	-

<過去のプレゼンテーションのテーマ>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
エネルギー・セキュリティ・フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN+3 のエネルギー動向</li> <li>・ASEAN+3 のエネルギー見通し</li> <li>・日本の原子力発電を巡る現況</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN+3 のエネルギー動向</li> <li>・ASEAN+3 のエネルギー見通し</li> <li>・日本の原子力発電を巡る現況</li> </ul>
石油備蓄ロードマップ WS	-	-	-
SOME+3EPGG	-	-	-
新・再生可能・省エネルギーフォーラム	・日本の再生可能エネルギー協力の進捗	・日本の再生可能エネルギー協力の進捗	・日本の再生可能エネルギー協力の進捗

	・スマートグリッド・スマートコミュニティの現況	・スマートグリッド・スマートコミュニティ現況	・スマートグリッド・スマートコミュニティ現況 ・日本の再生可能エネルギー協力の進捗 ・スマートグリッド・スマートコミュニティ現況
石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	・世界石油市場の現況 ・世界ガス市場の現況	・世界石油市場の現況 ・世界及び ASEAN+3 のガス市場の現況	・世界石油市場の現況 ・世界及び ASEAN+3 のガス市場の現況
石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	-	-	-

## 6. 会合出席者実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
エネルギー・セキュリティ・フォーラム	11 カ国 8 機関から 62 名参加	-	7 カ国 4 機関から 26 名参加
石油備蓄ロードマップ WS	11 カ国 8 機関から 62 名参加	-	8 カ国 6 機関から 32 名参加
SOME+3EPGG	12 カ国 7 機関から 88 名参加	13 カ国 6 機関から 86 名参加	12 カ国 5 機関から 104 名参加
新・再生可能・省エネルギーフォーラム (注:平成27年度は2回開催)	9 カ国 5 機関から 28 名参加	10 カ国 4 機関から 44 名参加	11 カ国 5 機関から 40 名参加 9 カ国 4 機関から 29 名参加
石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	10 カ国 5 機関から 60 名参加	7 カ国 3 機関から 43 名参加	6 カ国 3 機関から 29 名参加
石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	10 カ国 3 機関から 38 名参加	7 カ国 3 機関から 38 名参加	6 カ国 4 機関から 37 名参加

## 7. 招へい者実績

	会合名	国名	搭乗クラス*	宿泊クラス	参加身分
--	-----	----	--------	-------	------

平成 25 年度	第 2 回石油備蓄ロードマップ WS／第 11 回エネルギーセキュリティフォーラム	ラオス	エコミークラス	デラックスリゾート キング(DRK)	会合出席者
		ミャンマー	エコミークラス	デラックスリゾート ツイン	会合出席者
					会合出席者
		ベトナム	エコミークラス	DRK	会合出席者
		フランス	エコミークラス	DRK	スピーカー
	米国	エコミークラス	DRK	スピーカー	
	第 3 回石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	カンボジア	エコミークラス	デラックスツイン	会合出席者
			エコミークラス		会合出席者
		ラオス	エコミークラス	デラックスシングル (DS)	会合出席者
		ミャンマー	エコミークラス	DS	会合出席者
		ベトナム	エコミークラス	DS	会合出席者
平成 26 年度	第 10 回新・再生可能・省エネルギーフォーラム	ミャンマー	エコミークラス	スタンダードシングル(SS)	会合出席者
		ベトナム	エコミークラス	SS	会合出席者
	第 5 回石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話／ 第 5 回石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	カンボジア	エコミークラス	スタンダードツイン (ST)	会合出席者
		ラオス	エコミークラス	SS	会合出席者
		ベトナム	エコミークラス	ST	会合出席者
		シンガポール	エコミークラス	SS	スピーカー
		日本	エコミークラス	SS	スピーカー
シンガポール	エコミークラス	SS	スピーカー		
平成 27 年度	第 11 回新・再生可	カンボジア	-	ST	会合出席者

能・省エネルギーフォーラム	ラオス	エコミークラス	SS	会合出席者
	ミャンマー	エコミークラス	SS	会合出席者
	ベトナム	-	ST	会合出席者
第12回新・再生可能・省エネルギーフォーラム	カンボジア	エコミークラス	SS	会合出席者
	ラオス	エコミークラス	SS	会合出席者
	ミャンマー	エコミークラス	SS	会合出席者
	ベトナム	エコミークラス	SS	会合出席者
第3回石油備蓄ロードマップWS／第12回エネルギーセキュリティフォーラム	フランス	ディスカウントビジネス	SS	スピーカー
	シンガポール	エコミークラス	SS	スピーカー
	シンガポール	エコミークラス	SS	スピーカー
	カンボジア	エコミークラス	ST	会合出席者
			ST	会合出席者
	ミャンマー	エコミークラス	SS	会合出席者
	ベトナム	エコミークラス	ST	会合出席者
エコミークラス		ST	会合出席者	
第5回石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話／第5回石油市場・天然ガスフォーラム・ビジネス対話	カンボジア	エコミークラス	ST	会合出席者
	カンボジア	エコミークラス	ST	会合出席者
	ラオス	エコミークラス	SS	会合出席者

\*1: フライトクラスについて、スピーカーは「ビジネスクラス」、会合出席者及び事務局は「エコミークラス」とする。

## アンケート票

会合出席者にアンケートに協力してもらえるかを確認し、協力していただけるとの回答をいただいた方について、以下の項目についてアンケートを実施する。なお、④については、民間事業者が複数のテーマのプレゼンテーションを行った場合、テーマごとにアンケート項目を設定する。

## アンケート内容

①招へい状は適切に送付されたか。

1 良い 2 やや良い 3 普通 4 やや悪い 5 悪い

②会議の設備は問題なかったか。

1 良い 2 やや良い 3 普通 4 やや悪い 5 悪い

③プレゼンテーション資料等は適切に配布されたか。

1 良い 2 やや良い 3 普通 4 やや悪い 5 悪い

④〇〇（民間事業者）が実施したプレゼンテーションの内容は理解しやすかったか。

(1) 〇〇（テーマ名称）について

1 良い 2 やや良い 3 普通 4 やや悪い 5 悪い

(2) 〇〇（テーマ名称）について

1 良い 2 やや良い 3 普通 4 やや悪い 5 悪い

⑤その他、御意見・御要望がございましたらお答えください。

--

ご協力ありがとうございました。

### 1.1 事業目的

#### 記述内容

- 事業の目的について具体的に記述する。

#### ▪ 事業の目的

#### 【基礎点評価の観点】

- 資源エネルギー庁の事業目的に合致しているか。

### 1.2. 事業内容

#### 記述内容

- 事業内容について具体的に記述する。

#### ■ 事業内容

##### 【基礎点評価の観点】

- ・事業目的と整合しているか。

##### 【加点評価の観点】

- ・具体的かつ詳細か。
- ・資源エネルギー庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。(新規性・独創性)

### 1.3. 事業実施方法

#### 記述内容

- 事業実施方法について具体的に記述する。

#### ▪ 事業実施方法

##### 【基礎点評価の観点】

- ・事業目的・内容と整合しているか。

##### 【加点评価の観点】

- ・効率的・効果的、かつ、実現可能な事業実施方法が採られているか。
- ・事業実施方法について、創意工夫が見られるか。
- ・ISO50001の認証を取得しているか。

## 【2 事業実施計画】

### 2.1. 事業実施計画

## 6.1(別紙4) 提案書雛型

### 記述内容

- 確実に成果をあげるために、応募者が行う事業実施計画(作業内容・スケジュール)について、主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的・客観的に記述する。

### ■ 作業内容、スケジュール

#### ■ スケジュール

(以下の項目等を含めて記述)

- 事業内容、担当者、開始日、終了日、作成資料名、マイルストーン

作業ID			作業項目			作業内容	担当	開始日	終了日	作成資料	平成〇〇年〇月				〇月			
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						4	11	18	25	6	13	20	27
100			●●●●●															
	111			XXXX														
		XXX			●●●													
		XXX			●●													
120				□□□□														
					●●													
					●●													
130				△△△△														
					●●													
					●●													

記述例

【基礎点評価の観点】  
事業実施計画(スケジュール)は妥当か

#### ■ 工夫及び遅滞なく作業を完了するための工夫

- 過去、XXXXにて利用したスケジュールをテンプレートにしてスケジュールを作成した。
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- .....

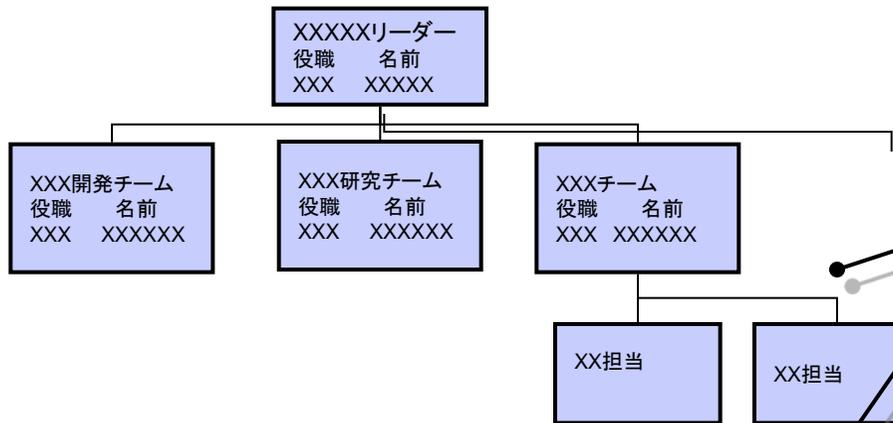
【加点評価の観点】  
・事業実施計画(スケジュール)に、事業を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。  
・事業実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか

### 3.1 事業実施体制、役割分担

#### 記述内容

- 業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。
- 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する応札者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的・客観的に記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)

#### ■ 業務実施体制



#### 記述例

【基礎点評価の観点】

- ・事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。
- ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

#### ■ 役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照 等

【加点点評価の観点】

- ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・資源エネルギー庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

# 【3 事業実施体制】

## 3.2 組織としての専門性、類似事業実績

<b>記述内容</b>	▪ 組織として、本事業に関する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記述する。
-------------	--

### ■ 専門知識、ノウハウ

- XXXXXXXXXXXX
- 提案書に別途含める、XXXXXXXXXXXXの参照 等

### ■ 過去の実績

(以下の項目等を含めて記述)

- 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省A」といった形式で記述する)
- 実施概要
- 実施時期
- 主たる業務実施担当者 等

### 記述例

#### 【基礎点評価の観点】

- ・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積はあるか。

#### 【加点点評価の観点】

- ・組織として類似事業の実績があるか。
- ・組織として事業内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

#### 記述内容

▪ 本事業に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記述する。

#### 記述例

##### ▪ 業務担当者名

(以下の項目等を含めて記述)

- 部署・役職
- 予定担当業務
- 役割
- 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
- 略歴・保有スキル・専門知識等
- 過去の実績

##### 【基礎点評価の観点】

・事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。

##### ▪ 業務担当者名

(以下の項目等を含めて記述)

- 部署・役職
- 予定担当業務
- 役割
- 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
- 略歴・保有スキル・専門知識等
- 過去の実績

##### 【加点评価の観点】

・類似の事業の実績があるか。  
・事業内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

#### 記述内容

▪ 事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制(経理処理体制等)について記述する。

#### ■ 経営基盤について

##### ■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXX

#### 【基礎点評価の観点】

・事業遂行のための経営基盤を有しているか。

##### ■ 管理体制について

• XXXXXXXXXXXX

• XXXXXXXXXXXX

#### 【加点评価の観点】

・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。  
(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)

#### 記述内容

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等を取  
得しているか。

#### ■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)

✓ XXXXXXXXXXXXX。

#### ■ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

✓ XXXXXXXXXXX

#### ■ 青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

✓ XXXXXXXXXXX

#### 【加点評価の観点】

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)

1段階目(※1)2点、2段階目(※1)4点、3段階目6点

行動計画(※2)1点

※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

くるみん2点、プラチナくるみん4点

・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

ユースエール認定4点

## 【4 添付資料】

### 4.1. 事業実施に係る工数

## 6.1(別紙4) 提案書雛型

#### 記述内容

- 「2.事業実施計画」にて提案した事業実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の中項目単位で調査従事者のクラス別(主任研究者、研究者等)の工数を記述する。

#### 【契約件名】見積り詳細

#### 記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	●●●に係るもの							
		1)	× × × ×	....	....	....	....	....
		2)	× × × ×	....	....	....	....	....
(2)	○○○に係るもの							
		1)	....	....	....	....	....	....
		2)	....	....	....	....	....	.... ※
		...	....	....	....	....	....	....
			合計(工数)	....	....	....	....	....

4.2 事業実施方法 ISO50001の認証取得を証明できる資料

---

4.3 事業実績及び類似事業実績 ー官公庁も含めた、事業の実績

---

4.3 事業実績及び類似事業実績 ー官公庁も含めた、類似事業の実績

---

4.4 実施体制及び事業従事者略歴 一本事業実施のための体制図

---

